

令和3年改正 個人情報保護法 パンフレット



PPC 個人情報保護委員会

目 次

1 個人情報保護法

3

- 1 個人情報保護法とは
- 2 個人情報保護制度の見直し（一元化）
- 3 個人情報保護制度の見直し前後比較
- 4 公的部門に適用される規律
- 5 規律の適用の特例を受ける法人・機関・業務

2 用語の説明

9

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 「個人情報」 | <input checked="" type="checkbox"/> 「個人情報ファイル」 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 「個人識別符号」 | <input checked="" type="checkbox"/> 「仮名加工情報」 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 「要配慮個人情報」 | <input checked="" type="checkbox"/> 「匿名加工情報」 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 「条例要配慮個人情報」 | <input checked="" type="checkbox"/> 「個人関連情報」 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 「保有個人情報」 | |

3 公的部門における主な規律

13

- 1 保有・取得に関するルール
- 2 保管・管理に関するルール
- 3 利用・提供に関するルール
- 4 開示請求等への対応に関するルール
- 5 通知・公表等に関するルール

4 行政機関等匿名加工情報に関する規律 32

- 1 行政機関等匿名加工情報
- 2 行政機関等匿名加工情報の作成
- 3 行政機関等匿名加工情報の提供
- 4 識別行為の禁止等

5 個人情報保護委員会による監視・監督 34

令和3年5月12日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）の一部改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号。以下、「令和3年改正法」といいます。）が成立し、同月19日に公布されました。

本資料では、令和4年4月1日に国の行政機関（以下「行政機関」といいます。）及び独立行政法人等について施行され、令和5年4月1日に地方公共団体の機関及び地方独立行政法人について施行されることとなる改正後の個人情報保護法の概要や、法の施行後、公的部門（行政機関・独立行政法人等・地方公共団体の機関・地方独立行政法人）の皆様に求められることとなる個人情報の取扱い等を中心に、解説を行います。

また、本資料のほか、これらの詳細については、個人情報保護法をはじめとする関係法令や個人情報保護委員会が公表している各種資料をご参照ください。

本資料における個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」といいます。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」といいます。）の条文番号は、令和5年4月1日時点のものとなります。

なお、本資料では、個人情報保護法第○章第○節を「法第○章第○節」、個人情報保護法第○条第○項第○号を、「法○条○項○号」のように略します。

1 個人情報保護法

1 個人情報保護法とは

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。

個人情報保護法は、我が国の個人情報保護制度の「基本法」として基本理念、基本方針の策定や国等の責務等を定めるほか、民間事業者や行政機関等の個人情報の取扱いに関する「一般法」として民間部門及び公的部門における必要最小限の規律を定めたものです。また、個人情報保護委員会（以下「委員会」といいます。）の設置根拠や民間部門及び公的部門に対する監視・監督権限についても定められています。

個人情報保護法制における法体系の全体イメージ（令和3年改正法施行後）

憲法・判例

（第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵）

個人情報保護法・政令・規則【基本法】

（1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等）

個人情報の保護に関する基本方針

（個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請）

個人情報保護法・政令・規則

（4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等）

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門【一般法】

個人情報保護法・政令・規則

（5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等）

個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等・
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門【一般法】

2 個人情報保護制度の見直し（一元化）

これまでの我が国の個人情報保護制度は、主に民間事業者を対象とした「個人情報保護法」、行政機関を対象とした「行政機関個人情報保護法」、独立行政法人等を対象とした「独立行政法人等個人情報保護法」のほか、地方公共団体の個人情報保護制度についてはそれぞれの団体が定める「個人情報保護条例」によってルールが規定されていました。

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、それぞれの主体ごとに適用される法令等が異なることに起因する規制の不均衡や不整合によって、官民の枠を超えたデータ利活用の支障が生じる事例が各所で顕在化しつつありました。

このような不均衡や不整合を可能な限り是正するため、令和3年5月12日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記3本の法律が個人情報保護法に統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定されるとともに、全体の所管が委員会に一元化されることとなりました。

MEMO

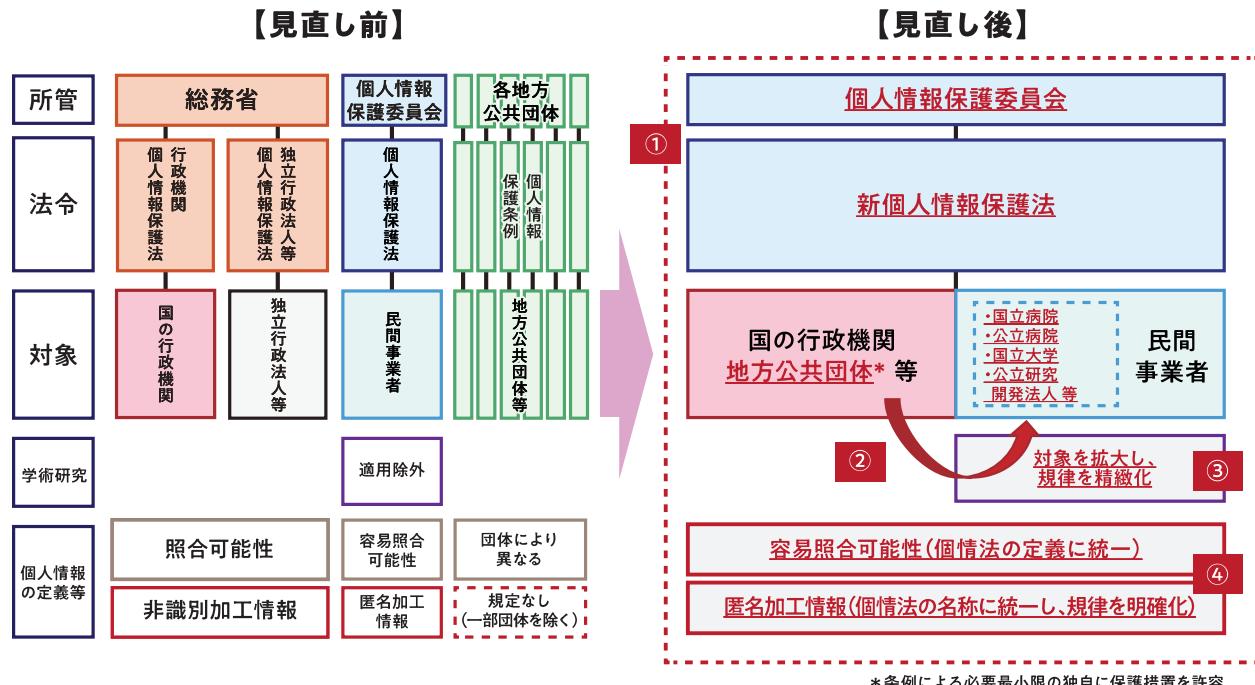
個人情報保護法の下に政令や規則がありますが、これらを含む内容を解説した資料として、

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」といいます。）」
- 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（以下「事務対応ガイド」といいます。）」
- 「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（以下「Q&A」といいます。）」等を公表しています。（以下これらを合わせて「ガイドライン等」といいます。）

個人情報の取扱いについての考え方や具体的な事例等を詳しく確認したい場合には、これらガイドライン等をご確認ください。

また、各地方公共団体において、個人情報保護法の委任等に基づき策定される、手数料等を定めた個人情報保護法施行条例等がありますので、必要に応じてこれらもご確認ください。

3 個人情報保護制度の見直し前後比較



- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を個人情報保護法に統合とともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたEUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、個人情報保護法の適用対象とした上で、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・地方・民間で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

令和3年改正法の地方公共団体及び地方独立行政法人に係る改正の概要

適用対象

… 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国(行政機関)及び独立行政法人等と同じ規律が適用されます。
※病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律が適用されます。

定義の一元化

… 「個人情報」等の定義について、国(行政機関)、独立行政法人等及び民間部門と同じ規律が適用されます。

地方公共団体に求められることとなる主な事項

● 「個人情報の取扱い」

➡ P14「保有・取得に関するルール」、P15「保管・管理に関するルール」、P23「利用・提供に関するルール」をチェック！

● 「安全管理措置」

(保有個人情報の漏えい等(漏えい、滅失、棄損)の防止や、安全管理のために必要かつ適切な措置(以下、「安全管理措置」といいます。)を講じなければなりません。)

➡ P15「保管・管理に関するルール」をチェック！

● 「自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求」

➡ P25「開示請求等への対応に関するルール」をチェック！

● 「個人情報ファイル簿の作成・公表」

(引き続き、個人情報ファイル簿とは別の帳簿(いわゆる個人情報取扱事務登録簿等)を作成することも可能です。)

➡ P29「通知・公表等に関するルール」をチェック！

● 「行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入」

(経過措置として、当分の間は都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することが可能です。)

➡ P32「行政機関等匿名加工情報に関する規律」をチェック！

● 「条例で定める独自の保護措置」

➡ P10「条例要配慮個人情報」をチェック！

MEMO

令和3年改正法の施行により期待される効果について、その具体例を以下に紹介します。

① 医療機関の連携の強化

(例) 国立、公立、民間という設置主体の枠組みを超えた複数の医療機関の間でのデータ連携が円滑に行われるようになり、患者の容態に応じた最適な治療の提供につながることが期待されます。

② 大規模災害時等の地方公共団体間の連携の強化

大規模災害発生時における安否確認等に際し、地方公共団体間で必要な個人情報の共有や公表がなされることで、効率的な救助・捜索活動が可能になることが期待されます。

4 公的部門に適用される規律

令和5年4月1日以降、個人情報保護法で定める「行政機関等」とは、以下を指します。

- 行政機関
- 独立行政法人等
 - (※1 国立研究開発法人や国立大学法人等の法別表第2に定める法人を除く。)
- 地方公共団体の機関(議会を除く。)
- 地方独立行政法人
 - (※2 試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理もしくは病院事業の経営を目的とするものを除く。)

※1※2 個人情報ファイル簿、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、これらの法人は「行政機関等」又は「行政機関の長等」にあたる独立行政法人等や地方独立行政法人とみなされ、公的部門の規律が適用されます。

「行政機関の長等」とは、行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人を指します。

MEMO

行政機関のうち、以下の機関にあっては政令で定める次の者を行政機関の長としています。

- ① 警察庁にあっては、警察庁長官
- ② 最高検察庁にあっては、検事総長
- ③ 高等検察庁にあっては、その庁の検事長
- ④ 地方検察庁にあっては、その庁の検事正
- ⑤ 区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

5 規律の適用の特例を受ける法人・機関・業務

下の表のとおり、独立行政法人等や地方独立行政法人に加え、地方公共団体等が行う業務であっても、個人情報の取扱いに関しては民間部門の規律（法第4章）が適用される団体や業務があります。他方、こうした団体や業務であっても、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用されます。

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示・訂正・利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	公的部門の規律 (第5章第2節)	公的部門の規律 (第5章第3節)		
独立行政法人等	公的部門の規律 (第5章第2節)	民間部門の規律 (第4章) ^{※2}		
別表第二に掲げる法人及び(独)労働者健康安全機構 ^{※1}				
地方公共団体の機関	公的部門の規律 (第5章第2節)	公的部門の規律 (第5章第3節) ※第75条のみ	公的部門の規律 (第5章第4節)	公的部門の規律 (第5章第5節)
病院、診療所、及び大学の運営の業務	民間部門の規律 (第4章) ^{※2}			
地方独立行政法人	公的部門の規律 (第5章第2節)	民間部門の規律 (第4章) ^{※2}		
試験研究等を主たる目的とするもの、大学等の設置・管理及び病院事業の経営を目的とするもの				

※1 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限られます。

※2 以下に関する規定は適用されません。

- ① 保有個人データに関する事項の公表等（法32条）
- ② 開示、訂正等及び利用停止等（法33条～法39条）
- ③ 民間の事業者である匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第4節）

また、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合における個人情報の取扱いについては、民間部門の規律に加えて、行政機関等に対する規律が準用されます。

2 用語の説明

個人情報保護法に規定された用語について説明します。

☑ 「個人情報」

個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

個人情報には、他の情報と容易に照合することができ※、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含みます。

※「他の情報と容易に照合することができ」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきですが、行政機関等において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいいます。

MEMO

例えば、以下のものが「個人情報」に当たります。

- ① 本人の氏名
- ② 本人の氏名と以下を組み合わせた情報
「生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位や所属に関する情報」
- ③ 本人が判別できる映像情報
- ④ 特定の個人を識別できる音声録音情報
- ⑤ 特定の個人を識別できるメールアドレス

等

☑ 「個人識別符号」

個人識別符号とは、その情報だけでも特定の個人を識別できる文字、番号、記号、符号等で、個人情報に該当します。個人識別符号は、政令や規則で列挙されています。

MEMO

例えば、以下のものが「個人識別符号」に当たります。

- ① 生体情報を電子計算機の用に供するために変換した符号で、特定の個人を識別するのに足りるもの。
DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋 等
- ② 公的な番号
パスポート番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、保険証番号 等

「要配慮個人情報」

要配慮個人情報は、個人情報のうち、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法、政令及び規則に定められた情報です。

MEMO

以下のものが「要配慮個人情報」に当たります。

① 人種	② 信条	③ 社会的身分
④ 病歴	⑤ 犯罪の経歴	⑥ 犯罪により害を被った事実

⑦ その他政令・規則で定めるもの

- 身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること
- 健康診断その他の検査の結果
- 保健指導、診療・調剤情報
- 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- 本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

「条例要配慮個人情報」

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除きます。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報です。

条例要配慮個人情報について、以下の規律が定められています。

- 個人情報ファイル簿の記録事項に関する特則（法75条4項）
➡ P29「通知・公表等に関するルール」をチェック！
- 条例要配慮個人情報を含む保有個人情報の漏えい等に係る報告（規則43条5号）
➡ P20「（3）漏えい等報告及び本人への通知」をチェック！

MEMO

条例要配慮個人情報について、上記の特則以外に地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることはできません。

「保有個人情報」

保有個人情報とは、行政機関等（ここではP7※1※2の法人を含む。）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、次の文書に記録されているものをいいます（法60条1項）。

- ① 行政文書（行政機関情報公開法第2条第2項）
- ② 法人文書（独立行政法人等情報公開法第2条第2項）（同項第4号に掲げるものを含む。）
- ③ 地方公共団体等行政文書（法60条1項）

「個人情報ファイル」

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、以下①②のいずれかに当てはまるものです（法60条2項）。

- ① 「電子計算機処理に係る個人情報ファイル」

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの。

- ② 「マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル」

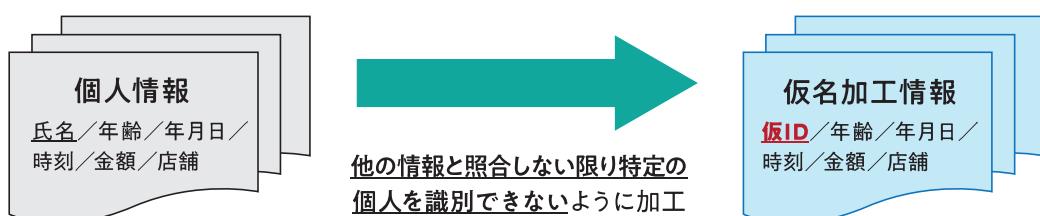
一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの。

➡ P29「通知・公表等に関するルール」をチェック！

「仮名加工情報」

仮名加工情報は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる、個人に関する情報を指します。

仮名加工情報の作成の元となった個人情報等を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態にある場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当します。仮名加工情報に関する規律はガイドライン等をご確認ください。



「匿名加工情報」

匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したもので、当該個人情報を復元できないようにしたものを指します。

仮名加工情報と異なり、個人が一切特定できない程度まで加工されたものであるため、個人情報には該当しない点に注意してください。匿名加工情報に関する規律はガイドライン等をご確認ください。



MEMO

「仮名加工情報」と「匿名加工情報」の詳細に関しては、以下もご参照ください。

- 事務局レポート（委員会ウェブページ）

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#officer_report

「個人関連情報」

個人関連情報は、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものを指します。

「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報が該当します。

個人関連情報に関する規律はガイドライン等をご確認ください。

3 公的部門における主な規律

個人情報

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの

①保有・取得に関するルール

- 法令（条例を含む）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

保有個人情報

役職員が職務上作成・取得し、役職員が組織的に利用するものとして保有する、行政文書、法人文書又は地方公共団体等行政文書に記録されるもの
→ 体系的に構成（分類・整理等）され、容易に検索できる個人情報のみならず、いわゆる散在情報も含む

②保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するように努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③利用・提供に関するルール

- 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。
- 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

④開示請求等への対応に関するルール

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

個人情報ファイル

容易に検索できるよう体系的に構成したもの
(電算機又はマニュアル処理)

⑤通知・公表等に関するルール

- 個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。
- 個人情報ファイル簿を作成・公表する。

1 保有・取得に関するルール

個人情報の保有

行政機関等は、法令（条例を含む。）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができます。個人情報の利用目的については、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければいけません（法61条1項）。

また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはいけません。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならぬとされています（法61条2項）。

個人情報の取得

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければなりません（法62条）。

MEMO

利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておく等の方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられますが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要です。

行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません（法63条）。

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません（法64条）。

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません（法65条）。

2 保管・管理に関するルール

(1) 安全管理の方法について

行政機関の長等の安全管理措置義務

行政機関の長等は、取り扱う保有個人情報の漏えい等その他の保有個人情報の安全管理措置を講じなければならないとされています（法66条1項）。

求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければなりません。

デジタル化が進む中、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要であり、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要があります。例えば、必要に応じて安全管理措置の内容を公表する等の透明性と信頼性を確保する取組を行うことが重要です。



安全管理措置に関する指針

事務対応ガイド4-8（（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針）に行政機関等の保有する個人情報の安全管理措置として最小限のものが示されています。これらを参照の上、安全管理措置を講ずる必要があります。

（安全管理措置のために必要な項目の例）

管理体制、教育研修、職員の責務、保有個人情報の取扱い、情報システムにおける安全の確保等、情報システム室等の安全管理、保有個人情報の提供、個人情報の取扱いの委託、サイバーセキュリティの確保、安全管理上の問題への対応、監査及び点検の実施

特に、クラウドサービスについて、行政機関及び独立行政法人等によるクラウドサービス調達においては、適切な安全管理措置の一環として、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program）」（ISMAP（イスマップ））において政府が求めるセキュリティ要求を満たしているとして評価・登録されているクラウドサービスを利用することが考えられます。

【参考】 ISMAPウェブページ「ISMAP概要」

（https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010005&sys_kb_id=24b5c5e41bfec150f18c65fa234bcb7f&spa=1）

また、地方公共団体の機関や地方独立行政法人は、ガバメントクラウドを利用する場合、ガバメントクラウド上の自ら管理するデータの個人情報については個人情報保護法に基づき、ガイドライン等を踏まえつつ、外的環境の把握を含む安全管理措置を講ずる必要があります。

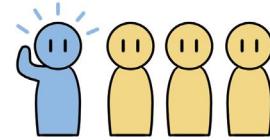
【参考】 デジタル庁ウェブページ「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」

（https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/）

安全管理措置の種類

【組織的安全管理措置】

- 組織体制の整備
- 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用
- 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備
- 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し



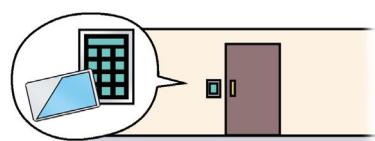
【人的安全管理措置】

- 従事者の教育



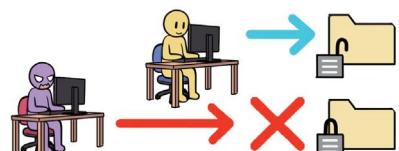
【物理的安全管理措置】

- 個人情報を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄



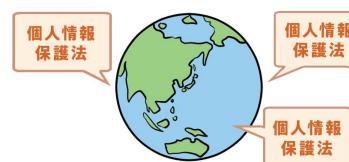
【技術的安全管理措置】

- アクセス制御
- アクセス者の識別と認証
- 外部からの不正アクセス等の防止
- 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止



【外的環境の把握】

- 保有個人情報が取り扱われる外国の特定
- 外国の個人情報の保護に関する制度等の把握



安全管理措置のための具体的な取組の例

● 安全管理体制

各行政機関等に、「総括保護管理者」を一人置くことが挙げられます。当該総括保護管理者は、行政機関の長等を補佐し、各行政機関等における保有個人情報の管理に関する事務を統括する任に当たることが想定されます。そのほか、各課室に「保護管理者（当該課室等）」、保護管理者が指定する「保護担当者」、内部監査等を担当する「監査責任者」、「保有個人情報の適切な管理のための委員会」を設けること等が挙げられます。

● 教育研修

総括保護管理者が、保有個人情報の取扱いに従事する職員（非常勤職員や派遣労働者を含む）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこと等が挙げられます。

● 保有個人情報の取扱い

保護管理者は、アクセス制限により、保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、必要最小限の範囲に限ったり、保有個人情報の「複製」「送信」「記録された媒体の外部への送付、持ち出し」等に制限を掛けること等が挙げられます。

● 外的環境の把握

保有個人情報が、外国^{※1}において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で^{※2}、保有個人情報の安全管理措置を講じることが挙げられます。

※1 行政機関等においても民間事業者が提供するクラウドサービスを利用するケースがありますが、クラウドサービス提供事業者が外国に所在する場合における当該外国や、クラウドサービス提供事業者の所在国にかかわらず個人データが保存されるサーバが外国に所在する場合における当該外国が該当します。

※2 制度等の把握に当たっては、「提供先の外国にある第三者に対して照会する方法」や「我が国又は外国政府等が公表している情報を確認する方法」等が挙げられます。

(2) 個人情報の取扱いの委託

個人情報の取扱いを委託する場合は、安全管理措置として以下のような対応をとることが考えられます。

サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備する必要があります。

委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項(委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等)を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う必要があります。

適切な監督が行われず、委託先で個人情報の不適切な取扱いが行われた場合は、委員会は委託元の行政機関等に対して、必要な指導、助言、勧告等を行うことが考えられます。

MEMO 委託先等における行政機関の長等の安全管理措置義務の準用

次の者がそれぞれ次に記載する業務を行う場合には、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければなりません(法66条2項)

(1)	行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者	当該委託を受けた業務
(2)	指定管理者(地方自治法第224条の2第3項)	公の施設(地方自治法第244条第1項)の管理の業務
(3)	法別表第2に掲げる法人	
(4)	地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号(チに係る部分に限る。)に掲げる業務を目的とするもの	政令第19条第1項各号に掲げる業務*
(5)	地方公共団体の機関	政令第19条第2項各号に掲げる業務*
(6)	独立行政法人労働者健康安全機構	病院の運営の業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
(7)	(1)から(6)までの者からそれぞれに記載する業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者	当該委託を受けた業務

* 公権力の行使に当たる行為を含む業務について、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務として政令に規定

(3) 漏えい等報告及び本人への通知

漏えい等報告

行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければなりません（法68条1項）。

漏えい等報告の義務がある事態

- 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

漏えい等の具体例としては、例えば、保有個人情報を含む書類・電磁的記録等について、第三者に誤送付・誤送信した場合、盗難や不正アクセス等に遭った場合、情報システムの設定ミス等によりインターネット上で閲覧が可能な状態となっていた場合、紛失し、又は誤って廃棄した場合等が考えられます。

漏えい等報告における本人への通知

行政機関の長等は、委員会への報告を要する保有個人情報の漏えい等の事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければなりません（法68条2項）。

漏えい等報告における速報、確報について

【速報】

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等の報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、速やかに、下記事項について、委員会への報告を行わなければなりません。

「概要」、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目」、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数」、「原因」、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」、「本人への対応の実施状況」、「公表の実施状況」、「再発防止のための措置」、「その他参考となる事項」

「速やか」の日数の目安については、個別の事案によりますが、行政機関等が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内です。また、速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足ります。

【確報】

行政機関の長等は、速報に加え、当該事態を知った日から30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態の場合は60日以内）に、委員会への報告を行わなければなりません。

MEMO

委員会への漏えい等報告については、原則として、委員会ウェブサイトの報告フォームに入力する方法により行います。

- ・漏えい等の対応とお役立ち資料

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

また、サイバー攻撃等による漏えい等報告事案が発生した場合については、関係省庁・機関（警察庁及び都道府県警察等）への通報制度等がありますので、必要に応じ適時適切に対応してください。

従業者の義務

次の者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません（法67条）。

- 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員又は職員であった者
- 法66条2項各号に定める業務に従事している者又は従事していた者
- 行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

従事者の義務違反に対する措置（罰則）等

義務違反をした者が行政機関等の職員である場合は、個人情報保護法に定めた罰則規定のほか、懲戒処分の適用（国家公務員法第82条、地方公務員法第29条等）や個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則の適用（国家公務員法第100条及び第109条、地方公務員法第34条及び第60条等）等があり得ます。

- 正当な理由がないのに個人の秘密が記録された個人情報ファイルを提供したとき
⇒2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法176条）
- 保有個人情報の自己若しくは第三者の不正な目的を図る目的での提供・盗用
⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法180条）
- 専らその職務の用以外の用に供する目的での個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録の収集
⇒1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法181条）

3 利用・提供に関するルール

行政機関の長等は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限るものとしてあらかじめ特定した利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません（法69条1項）。

ただし、以下（1）—（3）の場合においては、保有個人情報の利用または提供をすることができます。

（1）恒常的な目的外利用・提供を利用目的の変更により利用目的に含めた場合（法61条3項）

ただし、行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはなりません。

（2）法令に基づく目的外利用・提供の場合（法69条1項）

（3）以下①から④までのいずれかに該当する臨時的な目的外利用・提供の場合（法69条2項）

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- ③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき
- ④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用又は提供してはなりません。

保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

行政機関の長等は、利用目的のために又は3. (3) 又は④に基づいて第三者に保有個人情報を提供する場合、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければなりません（法70条）。

MEMO

「必要な制限」又は「必要な措置」として、例えば、

- 利用の目的又は方法の制限
- 提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定
- 第三者への再提供の制限又は禁止
- 消去や返却等利用後の取扱いの指定
- 提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求
- 保有個人情報の訂正決定を行った場合に提供先でも訂正に応じる旨等が考えられます。

外国にある第三者への提供

行政機関の長等は、外国にある第三者に「利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する」場合には、一定の場合^{*}を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければなりません（法71条1項）。

また、本人の同意を得ようとするときは、当該外国の情報や、提供先の第三者の情報を、本人に提供しなければなりません（法71条2項）。

MEMO

※一定の場合とは、以下のいずれかに該当することです。

- ① 外国にある第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合。
なお、令和5年4月1日時点において、規則で定められている国はない。
- ② 外国にある第三者が、個人情報取扱事業者が講すべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして、規則第46条で定めている基準に適合する体制を整備している場合。
- ③ 法令に基づく場合。
- ④ 法69条2項4号に掲げる場合。

さらに、②に該当する第三者に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を行うとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を本人に提供しなければなりません（③④の場合を除きます。）（法71条3項）。

4 開示請求等への対応に関するルール

開示請求

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が行うことが可能です。また、法定代理人又は本人の委任による代理人による請求も認められています（法76条1項及び2項）。

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければなりません（法78条1項）。

ただし、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長等の判断により、開示することが可能です（法80条）。また、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法が規定する不開示情報を開示することとなる場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することが可能です（法81条）。

また、行政機関の長等は、開示請求があった日から30日^{*}以内に、「全部または一部を開示する」か「全部を開示しない」かの決定を行わなければなりません（法83条1項）。

ただし、事務処理上の困難等正当な理由があるときは、決定期限を最大30日^{*}延長できます（法83条2項）。また、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、最大延長した60日^{*}以内においても請求分全部について開示決定することができない場合は、特例として60日^{*}以内に処理できる分のみ開示決定を行い、残りの分は相当の期間内に開示決定を行うことができます（法84条）。なお、決定期限を延長するときは、あらかじめ請求者に通知しなければなりません。

開示請求者は、開示決定通知があった日から原則30日以内に、書面により開示実施日や実施方法の希望を申し出なければなりません（法87条3項及び4項）。行政機関等は開示請求者の申出をふまえて実施日等を確定したうえで、保有個人情報を開示することとなります。

^{*} 地方公共団体においては、各地方公共団体の条例により、各法定期限を短縮している場合があります。

訂正請求

本人は、「自己を本人とする保有個人情報」について、その内容が事実でないと思料するときは、訂正請求を行うことができます（法90条1項及び2項）。

行政機関の長等は、訂正請求に理由があると認めるときは、必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければなりません（法92条）。また、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、訂正した内容を書面により通知しなければなりません（法97条）。

利用停止請求

本人は「自己を本人とする保有個人情報」について、以下の場合に当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求を行うことができます（法98条1項）。

- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき
- 違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき
- 偽りその他不正の手段により取得されているとき
- 所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するとき

行政機関の長等は、利用停止請求に理由があると認めるときは、必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければなりません（法100条）。

MEMO

訂正請求、利用停止請求の対象となる情報は「自己を本人とする保有個人情報」のうち、次の情報に限られます（法90条3項及び98条1項）。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法88条1項の他の法令の規定により開示を受けた情報

また、訂正請求、利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければなりません（法90条1項及び98条3項）。

ただし、地方公共団体において、各地方公共団体の条例により、開示を受けていない保有個人情報を訂正請求・利用停止請求の対象に含めている場合があります。

MEMO

保有個人情報の開示決定、訂正決定、利用停止決定等について不服がある者は、行政不服審査法に基づく審査請求ができます。これらの審査請求の手続については、行政不服審査法の一部規定を適用除外としたり、読み替えたりする必要があります（法104条から法107条まで）。

審議会等への諮問

令和3年改正法の施行後、各地方公共団体における審議会等への諮問は、個別事案についての諮問から、その知見や経験が必要とされる重要な場面（個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとき）に変わることとなります。

審議会等への諮問が想定される重要な場面

- サイバーセキュリティに関する専門的知見等に基づく調査審議
 - 個人情報の漏えい時の再発防止策の策定 等
- また、
- 定型的な案件について、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドライン等に従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで、個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合 等
 - 安全管理措置等、個人情報を取り扱うに当たって必要な各種の措置及び個人情報及びプライバシーに係るリスク分析、評価、対応等について意見を聞く場合 等
- が考えられます。

不服審査機能

さらに、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関として、審議会等を行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に位置づけることもできます。

開示請求と条例の関係

- 開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納める必要があります（法89条）。
- 保有個人情報の開示等の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられません（法108条）。
- ① 法が定める不開示情報（法78条1項）に該当するものであっても地方公共団体の情報公開条例の規定により開示することとされる情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、
② 行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって、地方公共団体の情報公開条例において開示しないこととされるもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としています（法78条2項）。

⇒地方公共団体の機関の職員は地方公共団体の定める条例を確認の上、事務にあたることが求められます。

開示請求に関するその他雑則

開示請求しようとする者への情報提供

行政機関の長等は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等をすることができますように、適切な措置を講じる必要があります（法127条）。

適切な措置の例として、請求窓口や案内窓口の整備、請求に係る手続等の教示等が考えられます。

5 通知・公表等に関するルール

個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

【行政機関のみ対象（会計検査院、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は対象外になります。）】

行政機関の長は、個人情報保護法、政令及び規則で定められた事項を委員会に対して通知しなければなりません。

個人情報ファイル簿の作成及び公表

行政機関の長等は、保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません（法75条1項）。

ただし、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができます（法75条3項）。

MEMO 「個人情報ファイル簿とは別の帳簿（いわゆる個人情報取扱事務登録簿等）」と条例の関係

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、個人情報ファイル簿の作成・公表義務が課されますが、その上で、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に加えて、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（いわゆる個人情報取扱事務登録簿等）を作成し、公表することができます（法75条5項）。

作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル

次のいずれかに該当する個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表は必要ありません（法75条2項）。

- ① 委員会への事前通知を要しない個人情報ファイル
- ② 既に個人情報ファイル簿を作成して公表している個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- ③ ②に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
(既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルとして保有している場合における、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル)

事前通知の適用除外・作成及び公表の対象外となる個人情報ファイル

- ① 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- ② 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- ③ 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ④ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ⑤ 既に事前通知をした個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
- ⑥ 一年以内に消去することとなる記録情報をのみを記録する個人情報ファイル
- ⑦ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- ⑧ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- ⑨ 本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイル
- ⑩ ③から⑨までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
(当該行政機関以外の職員等の人事等に関する個人情報ファイル)
- ⑪ 法60条2項2号に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）

個人情報ファイル簿の作成イメージ

(下図のファイル、資格試験制度は実在しません。)

個人情報ファイルの名称	個人情報保護取扱主任者受験者ファイル	
行政機関等の名称	○○省	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	○○局○○課	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護取扱主任者試験の実施及び合格者の選定のために利用する。	
記録項目	1受験年度、2受験番号、3氏名、4生年月日、5性別、6住所、7電話番号、8合否の別、9合格順位、10試験得点	
記録範囲	個人情報保護取扱主任者試験 個人情報保護試験の受験者(令和○○年度以降)	
記録情報の収集方法	○○から○○により収集した。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)○○省○○局○○課 (所在地)〒100-0000 東京都千代田区霞が関○-○-○	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正又は利用停止の制度	無	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法60条2項1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法60条2項2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報※の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)○○省○○局○○課 (所在地)〒100-0000 東京都千代田区霞が関○-○-○	
行政機関等匿名加工情報の概要	本人の数: 1万人、情報の項目: 氏名(削除)住所(都道府県単位に置換え)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)○○省○○局○○課 (所在地)〒100-0000 東京都千代田区霞が関○-○-○	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日	
備考		

※「行政機関等匿名加工情報」

一定の要件を満たす保有個人情報の全部又は一部を、特定の個人を識別することができないように行政機関等が加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことといいます。

4 行政機関等匿名加工情報に関する規律

1 行政機関等匿名加工情報

行政機関等匿名加工情報は、以下のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する、保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報を指します。

- ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル（個人情報ファイル簿として公表されるもの）
- ② 情報公開請求があれば全部又は一部開示されるもの
- ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なものの

2 行政機関等匿名加工情報の作成

- 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者からの提案を受けて、個人の権利利益の保護に支障を生ずるおそれがない範囲で、行政機関等匿名加工情報を作成することができます（法109条1項）。
- 行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために、規則で定める基準に従って保有個人情報を加工する必要があります（法116条1項）。

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、提案の募集（法111条）の実施は任意とされています。

3 行政機関等匿名加工情報の提供

行政機関の長等は、法令に基づく場合及び保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供する場合でなければ、行政機関等匿名加工情報を提供することはできません（法109条2項）。

4 識別行為の禁止等

- 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはなりません（法121条1項）。
- 法107条4項に規定する削除情報及び法114条1項の規定により行った加工の方法に関する情報については、漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、これらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要があります（法121条2項）。
- 次の以下①～③に該当する者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません（法122条）。
 - ① 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員又は職員であった者
 - ② 行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務に従事している者又は従事していた者
 - ③ 行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

5 個人情報保護委員会による監視・監督

令和3年改正法の施行による、委員会の役割の主な変更点は以下のとおりです。

- 統合・一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有します。
- 個人情報取扱事業者等に加えて、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いに関する個人情報保護法について、一元的に所管し、監視監督権限を有します。
- 地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表します。
- 地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行います。
- 行政機関の長等に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その所掌事務の処理状況を国会へ報告し、その概要を公表します。

	民間事業者	行政機関 独立行政法人等	地方公共団体の機関 地方独立行政法人
報告徴収	報告・資料提出の求め	資料提出・説明の求め (行個法では、総務大臣による 資料提出・説明の求め)	資料提出・説明の求め (法律の規定なし)
立入検査	立入検査	実地調査 (行個法には、規定なし)	実地調査 (法律の規定なし)
指導・助言	指導・助言	指導・助言 (行個法では、総務大臣による意見の陳述)	指導・助言 (法律の規定なし)
勧告・命令	勧告・命令	勧告 (行個法には、規定なし)	勧告 (法律の規定なし)

括弧内は、令和3年改正法の施行前の状況。

個人情報保護委員会ウェブサイト

パンフレットや動画など、研修にご利用いただける資料を掲載しております。
ぜひご活用ください。

URL <https://www.ppc.go.jp/>

